

N-E. X. T. ハイスクール構想
福島工業高校整備事業
(設計・施工一括発注)

要求水準書

令和8年10月

福島県教育庁

目 次

第1章 基本的事項	- 3 -
1 要求水準書について.....	- 3 -
2 事業目的	- 3 -
3 要求水準書等の変更に関する事項	- 3 -
4 受注者の業務概要.....	- 4 -
5 対象外とする業務.....	- 5 -
6 本工事のスケジュール.....	- 5 -
7 適用法令等	- 5 -
第2章 整備対象施設及び改修対象施設の基本条件	- 6 -
1 計画地の要件	- 6 -
2 計画地の現況	- 6 -
3 既存施設の概要	- 8 -
第3章 整備対象施設の要求水準	- 10 -
1 プロポーザルの提案課題	- 10 -
2 施設の概要及び設計条件	- 12 -
3 施設設計における要求水準	- 12 -
第4章 本工事の実施に関する要求水準	- 18 -
1 配置技術者に関する要求水準	- 18 -
2 設計業務に関する要求水準	- 21 -
3 施工業務に関する要求水準	- 23 -

添付資料 業務に関する提出物一覧

第1章 基本的事項

1 要求水準書について

本要求水準書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）」（以下「本工事」という。）において、基本設計、実施設計、施工業務及び設備機器・備品設置業務受注者に要求する水準を示すものです。

要求水準書は、本工事に参加しようとする者に交付する「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括注）公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）と一体のものとします。

また、要求水準書で使用する用語の定義は、募集要領における用語の定義と同じものとします。

2 事業目的

本計画は、文部科学省が示す「N-E. X. T. ハイスクール構想」が目指す高等学校教育の実現に向け、福島工業高校をアドバンスト・エッセンシャルワーカー育成支援の先導拠点校として、本県の産業発展や高付加価値を支える実践力を備えた「フィジカルAIクリエイター」や「エネルギーインテグレーター」の育成を強力に推進するものである。

この先進的な教育改革を安定的かつ効果的に実施するため、学科の枠を超えた学科設定科目「フィジカルAI・エネルギーシステム」の創設やデータサイエンス・AIに関する学習高度化を図るためのロボット・ドローン・AI・再エネ・水素の活用による実践的・探求的な学びを行う「スマートラボ」（以下「ラボ」という。）の建設、既存校舎の改修及び設備機器・備品の整備等（以下「備品業務」という。）を行う。

また、施設の新築・改修の「設計と工事そのものを教材」として人材育成に活用するため、設計者や施工者を交えたワークショップへの生徒参加や、施工現場を活用した参加型プログラムを通じ、建築の設計・施工から電気・機械等の関連分野にわたる連携の重要性を実践的に理解させる特殊な取組を行うことで生徒が企業の高い技術力や魅力に直接触れ、将来の働き手の確保や県内定着へとつなげる好循環の創出を目指す。

3 要求水準書等の変更に関する事項

（1）発注者による変更

発注者は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直し及びその変更を行うことができます。

ア 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。

ウ 発注者の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

要求水準書等の見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知します。見直しに伴い、要求水準書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行います。

(2) 受注者による変更提案

受注者は、要求水準書等に示された内容に対して、変更提案をすることができ、発注者が適当と判断した変更提案については、要求水準書等の変更を認めます。なお、変更提案に関しては、以下の事項に留意してください。

ア 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など一切の責任は受注者が負うものとします。

イ 変更提案は、要求水準書等に明示された性能と同等以上の性能を確保するものとします。

ウ 安全性・信頼性、快適性・機能性、耐久性・メンテナンス性、環境保全性・省エネ性、ユニバーサルデザインの全て、又はいずれかについて、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。

エ 改修対象床面積及び改修仕様の変更提案は、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。

オ 工期短縮につながる変更提案は、発注者と協議の上、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。

カ 構造計画は、要求水準書を満たすことを条件とし、その他品質等を向上させる工法の変更提案については、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。

キ 契約書に記載する内容に該当する場合を除き、工事請負代金を増額することはできません。

4 受注者の業務概要

受注者は、本工事に関して以下の業務を行うものとします。

(1) 基本設計及び実施設計業務（以下「設計業務」という。）

ア 整備対象施設及び改修対象施設の設計業務

- ・ 建築工事（外構、サインを含む）、電気設備工事、機械設備工事、その他工事の基本及び実施設計。

イ 事前調査業務

- ・ 測量、地盤調査、電波障害調査、石綿・PCB含有調査等、建築設計及び関係法令に基づく申請に必要な事前調査は、受注者の負担において実施します。
- ・ 近隣対策、関係法令に係る協議・許可・申請等。

ウ その他業務

① 積算業務

- ・ 建築・電気設備・機械設備・外構等各工事の積算（工事内訳明細書、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価等資料の作成、見積の収集、見積検討資料及び見積一覧表の作成）

- ②計画通知等申請手続きの業務（申請手数料を含む）
 - ・計画通知等申請手続きの業務
 - ・その他行政手続き（計画変更申請、中間検査、完了検査、証明書発行等）
- ③関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務（申請手数料を含む）
- ④工事工程表（案）の作成
- ⑤仮設計画（案）の策定及び仮設計画図（案）の作成
- ⑥建築物の保守に関する説明書の作成
- ⑦近隣住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを含み、それ以外は必要な場合。）
- ⑧色彩計画書（案）の作成
- ⑨防災計画書の作成
- ⑩維持管理費の算出
- （２）施工業務**
 - ①実施設計に基づく工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式）
 - ②週間（又は２週間）工程表の作成及び校内外への周知
- （３）備品業務**
 - ①募集要領第７（２）クの導入設備機器・備品の提案
 - ②導入設備機器・備品に関する協議会との調整業務
 - ③導入設備機器・備品の使用、運営等に伴うコーディネーションセンターとの調整業務
 - ④導入設備機器・備品の配置計画、施工業務との調整
 - ⑤導入設備機器・備品の納入及び設置業務
- （４）その他業務**
 - ・本校の生徒を対象としたワークショップ等の学習の一環となる取組内容の運営・調整業務

5 対象外とする業務

次に示す業務は本工事の対象外とします。

- ・発注者発注分の備品等の設置
- ・改修対象箇所における再利用家具、備品等（一部）の移設

6 本工事のスケジュール

本工事の履行期間は、契約日の翌日から令和 11 年 3 月 26 日までとします。

なお、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

7 適用法令等

受注者は、本工事の調査、設計及び施工等の実施にあたり、関連する関係法令、条例等を遵守してください。

第2章 整備対象施設及び改修対象施設の基本条件

1 計画地の要件

(1) 敷地概要

①ラボ建設予定地

事業予定地	: 福島県福島市森合字北谷地5番地の2
敷地面積	: 3,504 m ²
都市計画区域	: 都市計画区域内(市街化区域)
用途地域	: 第1種中高層住居専用地域
防火地域	: 法22条地域
接道条件	: 西側 市道一盃森・丹波谷地線(幅員6.5m) 北側 市道山ノ下・丹波谷地前線(建築基準法42条2項道路 幅員3.75m)
建蔽率	: 60%
容積率	: 200%
日影規制	: 対象(高さ10mを超える建築物、4m、4時間/2.5時間)
斜線規制	: 道路斜線 勾配1.25 隣地斜線 20m+勾配1.25

②既存校舎

事業予定地	: 福島県福島市森合字小松原1番地
敷地面積	: 29,137 m ²
都市計画区域	: 都市計画区域内(市街化区域)
用途地域	: 第1種住居地域
防火地域	: 法22条地域
接道条件	: 東側 県道福島・飯坂線(幅員16.0m) 北側 市道小松原・畑田線(幅員5.0m) 南側 市道小松原・山ノ下線(幅員4.5m) 南西側 市道山ノ下・丹波谷地前線(建築基準法42条2項道路・セットバック済み 幅員4m) 私道(法42条2項道路・セットバック済み 幅員4m)
建蔽率	: 60%
容積率	: 200%
日影規制	: 対象(高さ10mを超える建築物、4m、5時間/3時間) H2.9.5 福島市指令第317号で建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可を受けている
斜線規制	: 道路斜線 勾配1.25 隣地斜線 20m+勾配1.25

2 計画地の現況

(1) 整備対象施設(ラボ)の敷地状況

- ・計画予定地は、福島工業高等学校柔剣道場の南側です。

- ・敷地は平坦であり、大規模な造成工事は必要ありません。現状、建築物がある部分以外は平地となっています。
- ・発注者と協議の上、テニスコート等の一部を工事ヤードとして使用することが可能です。
- ・発注者と協議の上、工事の際支障となる塀等を撤去・復旧することが可能です。なお、2項道路の後退線に干渉するフェンス（配置図参照）は、本事業内で撤去し、敷地内に後退して新設します。
- ・柔剣道場及びテニスコートを利用しながら工事を行います。
- ・敷地内にある物置2棟は発注者が撤去します。

（2）改修対象施設（既存校舎）

- ・改修対象施設は、福島工業高等学校各校舎（東校舎、北校舎、中校舎、南校舎）、各実習棟（機械科実習棟、環境実習棟）、渡り廊下の一部です。
- ・発注者と協議の上、計画地の敷地内駐車場及びグラウンドの一部を本工事のための工事ヤードとして使用することが可能です。

（3）地盤状況

地盤状況は本業務内で地質調査を実施し、適切に建築物（ラボ）の基礎形状に反映してください。既存校舎及び隣接する柔剣道場は、既存資料から直接基礎と推定されます。

（4）土壌汚染状況

計画地には、土壌汚染が疑われる工場・事業所の設置履歴はありません。

（5）地中埋設物状況

- ・計画地は、地中埋設物となるような建築物・工作物の解体履歴はありません。予見できない地中埋設物があった場合は、その対応にかかる費用については発注者の負担とします。
- ・計画地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外になります。なお、計画地は本工事により遺構・遺物が確認された場合は工事を一時停止し、速やかに書面で発注者に報告し、その取扱いについて、発注者と協議してください。また、一時停止に係る費用については発注者の負担とします。

（6）インフラ整備状況

- ①上水（協議先：福島市上下水道局）
計画地北側 給水本管 100A より新たに分岐
- ②下水（協議先：福島市上下水道局）
北側の既設宅内枡 200φ に接続
- ③雨水（協議先：福島市上下水道局）
敷地北側の既設宅内最終枡に接続
- ④電気（協議先：東北電力 福島支店）
校舎の既設受変電設備へ低圧接続（電灯、動力）
- ⑤電話（協議先：NTT 東日本 福島支店）
校舎の既設端子盤へ端子接続
- ⑥道路（協議先：福島市道路整備課）

(ラボ)

北側接道：建築基準法第 42 条 2 項道路／山ノ下・丹波谷地前線（幅員 3.75m）

(既存校舎)

東側接道：建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路／県道福島・飯坂線（幅員 16.0m）

3 既存施設の概要

①ラボ建設敷地（福島市森合字北谷地 5 番地の 2）

建物名称	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	確認年月日	改修対象
柔剣道場	S 造平屋	350.0	350.0	不明	—
四阿	W 造平屋	6.3	6.3	不明	—

②既存校舎敷地（福島市森合字小松原 1 番地）

建物名称	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	確認年月日	改修対象
北校舎	RC 造 3 階建	不明	4,216.85	不明	○
中校舎	RC 造 3 階建	不明	4,215	不明	○
南校舎	RC 造 3 階建	不明	1,935	不明	○
東校舎	RC 造 3 階建	不明	1,027	不明	○
機械科実習棟	RC 造 2 階建	不明	1,402	不明	○
環境実習棟	RC 造 3 階建	327.26	931.50	S55.9	○
第一体育館	S 造平屋	1,230	1,303.56	不明	—
第二体育館	S 造平屋	1,136.25	1,063.28	H2.10	—
渡り廊下 1(東-北)	RC 造 3 階建	不明	不明	不明	○
渡り廊下 2(北-中 E)	RC 造 2 階建	不明	115	不明	○
渡り廊下 3(北-中 W)	RC 造 2 階建	不明	115	不明	—
渡り廊下 4(中-南)	RC 造 2 階建	不明	110	不明	○
渡り廊下 5(中-環)	S 造平屋	20.1	20.1	不明	—
自転車置場 1(東 EN)	S 造平屋	34.0	34.0	不明	—
自転車置場 2(中 NE)	S 造平屋	11.0	11.0	不明	—
自転車置場 3(中 SW)	S 造平屋	11.2	11.2	不明	—
自転車置場 4(中 S)	S 造平屋	39.2	39.2	不明	—
自転車置場 5(中 SE)	S 造平屋	12.6	12.6	不明	—
自転車置場 6(環 S)	S 造平屋	42.4	42.4	不明	—
変電室		不明	不明	不明	—
オイルポンプ室	RC 造平屋	6.0	6.0	不明	—
受水槽ポンプ室		不明	不明	不明	—
ボンベ庫		不明	不明	不明	—
薬品庫	RC 造平屋	10.4	10.4	不明	—
消火ポンプ室	CB 造平屋	10.4	10.4	不明	—

廃棄物置き場	S 造平屋	不明	不明	不明	—
部室 1(グ W)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
部室 2(グ NW)	S 造平屋	12.2	12.2	不明	—
部室 3(運(2)SW)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
部室 4(運(2)S1)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
部室 5(運(2)S2)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
部室 6(環 W)	S 造平屋	78.5	78.5	不明	—
部室 7(南 N)	S 造平屋	25.2	25.2	不明	—
部室 8(運(1)W1)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
部室 9(運(1)W2)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
屋外トイレ		不明	不明	不明	—
切粉・コークス室		不明	不明	不明	—
ブルペン 1(グ NW)	S 造平屋	9.0	25.0	不明	—
ブルペン 2(グ NW)	S 造平屋	9.0	25.0	不明	—
観覧席	単管パイプ	10.0	10.0	不明	—
屋内練習場	ビニルハウス	228.0	228.0	不明	—
倉庫 1(グ WS①)	S 造平屋	2.7	2.7	不明	—
倉庫 2(グ WS②)	S 造平屋	4.7	4.7	不明	—
倉庫 3(グ W)	S 造平屋	3.3	3.3	不明	—
倉庫 4(グ NW)	S 造平屋	6.5	6.5	不明	—
倉庫 5(グ N)	S 造平屋	13.5	13.5	不明	—
倉庫 6(グ NE)	S 造平屋	4.0	4.0	不明	—
倉庫 7(中 NE)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
倉庫 8(中 N)	S 造平屋	13.4	13.4	不明	—
倉庫 9(中 N)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
倉庫 10(中 NW)	S 造平屋	42.0	42.0	不明	—
倉庫 11(運(2)W)	S 造平屋	9.9	9.9	不明	—
倉庫 12(環 W)	S 造平屋	78.5	78.5	不明	—
倉庫 13(環 W(倉庫 12E))	S 造平屋	13.5	13.5	不明	—
倉庫 14(環 S)	S 造平屋	4.3	4.3	不明	—
倉庫 15(南 N(薬品庫 W))	S 造平屋	4.7	4.7	不明	—
倉庫 16(南 N(薬品庫 E))	S 造平屋	3.0	3.0	不明	—
倉庫 17(南 N(水槽 W))	S 造平屋	4.1	4.1	不明	—
倉庫 18(南 NE)	S 造平屋	6.4	6.4	不明	—
倉庫 19(運(1)SW)	S 造平屋	11.4	11.4	不明	—
倉庫 20(運(1)SE)	S 造平屋	6.6	6.6	不明	—

第3章 整備対象施設の要求水準

1 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は、前記の内容を踏まえた上で、次の課題について提案してください。

（1）業務全般（様式 7-3-2）

ア 業務実施体制

提案者やJVの設計、施工の実施体制とそれぞれの連携する関係機関等との相関関係を明示してください。

イ 事業全体の品質・コスト管理体制・方法

事業の品質・コスト管理について、それぞれの責任者、担当者と管理、チェック体制を明示してください。

ウ 設計・施工の管理体制・方法

設計・施工について、それぞれの責任者、担当者と管理、チェック体制を明示してください。

エ 工程管理

調査・設計から施工・備品を設置し引き渡しまでの工程と検査等の時期、法令手続きに係る時期等を明示してください。

引渡し可能時期を具体的に明記してください。

オ 学習の一環となる取組内容

設計や施工の各段階において生徒の学習の一環となるような取組内容、時期、方法等について明示してください。

（2）設計業務（様式 7-3-3）

本施設は現場実装力と次世代エネルギーを融合し、2040年の日本の産業をけん引する人材の育成を目指す施設として、先進的な機器等を活用した実践的な技術の習得を図り、先鋭的かつ創造性豊かな学習環境を提供する施設とするため、以下の項目について提案してください。

ア 実践的な学びにより産業直結型の人材育成を行うラボの建設

① 先端技術を駆使した実践的な学び空間

ラボでは、実機と仮想モデルを同期させたデジタルツイン環境を構築し、複数の学科の生徒が横断的かつ協働的に学ぶことにより実践的な能力の育成を図ることが求められます。

生徒が先端技術を駆使したあらゆる形式での実践的な学びにより、生徒同士の学習や創造による刺激を発展させ、地域課題や新産業に対応できる人材となるような現在の学習空間とは一線を画すような新たな施設のあり方や学び方を提案してください。

② 省エネ手法を取り入れたエネルギーデザイン・マネジメント

ラボでは、省エネ設備の導入に加え、パッシブデザイン等を取り入れ、生徒が光熱費削減や環境負荷低減に資する実践的な学びを行える環境を整備する必要があります。

生徒が、省エネ設備やパッシブデザイン等を確認でき、仕組みを学習し

た上で、省エネ設備等の有無や種別による比較検討等により実践的にエネルギーデザインやマネジメントを学べる施設のあり方や学び方を提案してください。

イ 先鋭的な技術の習得を図る魅力的な施設への改修

① 分野横断的な学習を図る環境整備

「PBL教室^{※2}」はICT機器やフレキシブルチェア等を取り入れ、あらゆる形式の学びに対応できる環境にすると共に、連携する大学や企業から講師を招聘し、分野横断的な視点やイノベーション創出の視点を取り入れることで地域課題の解決力や新産業に対応できる実践的な能力の育成を図ることが求められています。

そのため、従来のカリキュラムのみに対応した学習内容だけでなく、教科横断的で可変性に優れた柔軟性のある学びを可能とする家具及び選定設備機器・備品のレイアウト等を考慮した新たな学びの空間について提案してください。

② 様々な方法による情報発信により新たな興味・関心につながる環境

既存校舎では、廊下や昇降口などの共用部におけるデジタルサイネージ等の設置や教室パーティションの可変性や透明化等により、学習内容や展示情報等を本校の生徒に加え、イベント等に参加した他校の生徒や地域の小中学生に発信しやすい環境を整備する必要があります。

廊下や昇降口等の共用部において、生徒の情報発信等が本校の生徒や来校者に伝わりやすく、新たな興味・関心につながるようなサイン計画や各学科の特性等を活かした空間デザインを校舎全体に対して提案してください。

ウ ライフサイクルコスト低減の実現

改修等に係る費用の抑制に加え、快適性を両立しつつ、維持管理費の縮減を図る必要があります。また、環境への配慮や建築設備機器等を教育的視点で視覚的に表現できるよう提案してください。

エ その他、本施設の計画において特に重要と考える事項

上記のほか、本施設の整備等において特に重要と考える課題がある場合は独自の提案を行ってください。

(3) 施工業務（様式 7-3-4）

ア 仮設・施工計画の合理的な提案

工事による学習への影響を最小限に抑えるため、工事期間の短縮や動線の確保、仮設物の適切な設置など、難易度の高い利用並行改修を実現するための現実性の高い計画と施工体制について提案してください。

イ リスク管理、維持管理

学校関係者と工事関係者の動線の分離など施工中の安全管理と事故防止対策、学校や近隣への騒音・振動・粉塵等の対策、備品業者等との調整、部分使用や引渡し後の伴走的支援について提案してください。

(4) 備品業務 (様式 7-3-4)

生徒の主体的な学びや協働学習を誘発する空間構成、学習環境の最適化及び ICT 環境との一体的な整備を通じ、具体的な学習成果を向上させるため、デザイン性の高い家具等の提案に加え、募集要領第 7 (2) クに記載する導入備品等の整備計画及び体制 (選定・配置計画等) について提案してください。

また、将来的な機器・設備の更新や維持管理を想定し、既存施設の運用に支障を及ぼさない効率的な搬出入計画等について提案してください。

2 施設の概要及び設計条件

(1) 整備対象施設

ラボ (実習棟)

建築面積	: 指定しない
延べ面積	: 400 m ² 程度
構 造	: 指定しない
階 数	: 指定しない
基 礎	: 指定しない

(2) 改修対象施設

募集要領第 7 (2) カ〜クのとおり

3 施設設計における要求水準

(1) 要求水準書等の位置付け

本書を含む要求水準書等 (質問回答書、要求水準書、その他関係資料をいう。以下同じ) の内容は、施設整備に反映してください。

なお、要求水準書等の優先順位は質問回答書、募集要領、要求水準書、その他関係資料の順とします。ただし、要求水準書に示された内容 (機能、性能、品質、能力など) は原則、その水準の同等以上としてください。

(2) 施設計画 (ラボ)

ア 配置計画

①柔剣道場及びテニスコート利用者等に配慮した動線計画としてください。

イ 平面計画

①必要に応じて階段を適切に設置してください。

②所要室は次表のとおりです。なお、各諸室の面積は想定であるため、提示された室の要求水準を満たす範囲において、より効率的かつ機能的なレイアウトによる増減の提案を認めます。

③発注者と協議の上、設備機器・備品の配置等を調整してください。なお、導入する省エネ設備は想定であるため、提示された要求水準を満たす範囲において、より効率的かつ生徒の学びに活用できる内容の変更提案を認めます。

④トイレを適切に配置してください。

ラボの所要室一覧表

室名	利用 人数	想定 面積 (㎡)	学習内容	室の要求水準
フィジカルAIラボ ※1	40	120	○身体運動・動作データを精密に取得、計測し、そのデータをフィジカルAI学習・解析させて高度な制御やデータサイエンスを学ぶ。	・運動時の身体機能の計測ができる室とする。 ・測定用のカメラ、器具等を設置できるスペースを確保する。 ・重量物を落としても損傷しにくい弾性床材としたコーナーを設ける。 ・モーションキャプチャー・スポーツデータサイエンスシステムを導入する。
PBL教室 ※2	40	120	○実際の地域課題に対する建築デザイン案・模型を並べ、外部専門家や他学科の生徒から多角的なフィードバックを受ける。 ○機械科の精密加工技術や電気・情報科のスマートホーム技術を建築模型に取り込むなど、学科間コラボレーションによる先進的なアイデア創出を図る。	・生徒が創作した家具等の展示・発表空間とする。 ・実習の対象となる模擬住宅※4を整備し、建築物の構造や配線・配管等を可視化（透明のパネル等で壁等の中を見せる）し、建築物の学習もできる空間とする。 （ラボ自体を模擬住宅扱いとする形式でも可） ・マイクログリッド実習システムを導入する。 ・可動式ホワイトボードを2面、可動式モニターを2機設置する。
グリーンエネルギーラボ※3 ①	10	50	○太陽光発電、蓄電池、電力系統の相互制御をシミュレートし、地域における分散型エネルギーシステム及び最適電力管理の設計・統合手法を習得する。 ○省エネ設備やパッシブデザイン等の比較検討等により、光熱費削減や環境負荷低減等を実践的に学ぶ。	・住宅内のエネルギー消費・発電量をリアルタイムで可視化・最適制御するHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）を整備する。 ・PBL教室の一部としても利用できる設えとする。
グリーンエネルギーラボ※3 ②	10	50	○建築・電気・情報電子の各学科が連携し、省エネ住宅構造の評価、IoT家電の制御プログラミング等の実証研究を行う。 ○省エネ設備やパッシブデザイン等の比較検討等により、光熱費削減や環境負荷低減等を実践的に学ぶ。	・同上
玄関	—	—		・40人の移動教室に対応できる履き替えスペースを設ける。 ・40人分の下駄箱及び傘立てを設置する。

その他 共用部等	—	—		・太陽光パネル及び蓄電池等を設置する。 ・廊下及び階段等を適切に配置する。 ・40人が4～5時間連続で実習を行うことを想定し、トイレを適切に配置する。
-------------	---	---	--	---

※1 フィジカルA I ラボ

ロボットやセンサーとA I を融合したフィジカルA I を用いて、実践的な能力の育成を図る教室空間

※2 P B L 教室

I C T 機器とフレキシブルチェアを用いたあらゆる学びの形式に対応する教室

※3 グリーンエネルギーラボ

再生可能エネルギーシステム等の地球環境保全に関する解析装置等を用いて実践的な能力の育成を図る教室空間

※4 模擬住宅

模擬住宅では、建築物の構造・配線・配管等の仕組み、実寸測定及び家具や壁紙の検討・製作等の実習を想定し、次の要件を全て満たすものとする。

- ①構造は木造とする。
- ②工法、階数は問わない。
- ③主要構造部を備えたものとする。
- ④居室1室及び台所を備えたものとする。
- ⑤加熱方式はI Hとする。
- ⑥耐食性、耐候性に留意し、将来的な更新に配慮したものとする。

ウ 立面計画

- ①実習棟としてふさわしいデザインとします。
- ②実験・研究内容による可変性やメンテナンスに配慮した計画とします。

エ 内装計画

- ①耐食性、耐候性に留意します。
- ②重量物の運搬や運動等を考慮し、損傷しにくい仕上げ材とします。
- ③施設内は全て上足とし、床材は掃除のしやすい、かつ調達しやすい材料とします。
- ④色彩計画は、全体計画との整合性を考慮の上、立案し、発注者の了承を得てください。
- ⑤屋根、壁及び土間下等の断熱性、日射制御及び通風等に配慮し、冷暖房等设备機器の機能のみに依存しない環境性能を確保します。

オ 建具計画

- ①各部出入口
 - ・フィジカルA I ラボ及びP B L 教室の出入り口は、運動機器や家具等の出入りに十分な幅員を確保します。

- ・外部に面する窓・扉は、各室の性能が確保できる気密性・水密性・耐風圧性・耐久性を確保します。
- ・出入口に面するガラスは強化ガラス等の安全対策を講じます。
- ・ガラス間仕切り等には衝突防止サインを設置します。
- ・窓の開閉操作は各階床面から開閉できる機構とします。
- ・各室の性能が確保できる気密性・水密性・耐風圧性を有することとします。

カ サイン計画

- ①サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり、建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とします。
- ②表示内容は容易に変更できるものとします。
- ③表記文字はピクトグラフを除き日本語を原則とします。

キ 雨水排水計画

- ①建物の屋根に降った雨水を適切に集水し、外部の雨水排水設備により適切に既存の排水設備に接続、排水します。
- ②雨水枡や雨水排水側溝の蓋は清掃性・メンテナンス性に配慮し、取外しが行えることとします。ただし、車両が積載する可能性の高い部分についてはボルト等により脱落しない仕様とします。

ク 構造計画

- ①基本方針
 - ・安全性と施工性を考慮した合理的な基礎工法を選定するものとします。
 - ・耐震構造とし、重要度係数Ⅱ類とします。
- ②基礎構造計画
 - ・地盤特性を考慮し、実施設計時には必要に応じて地質調査等により支持層の確認及び設定を行います。
- ③その他
 - ・木造とする場合は、べた基礎とし適切に引寄せ金物を設置します。

ケ 電気設備計画

- ①基本方針
 - ・利用者の安全性、快適性及び省エネルギーに配慮した上、経済性にも配慮します。
 - ・関連法規、自然環境、インフラ状況に適合した設備とします。
 - ・環境に配慮した設備計画とします。
 - ・保守管理が容易で、ライフサイクルコストの低いシステム、設備機器を採用します。
 - ・余剰電力の売電等はいりません。
- ②幹線動力設備
 - ・電灯及び動力幹線ケーブルは、原則として幹線分岐接続はしない計画とします。分岐する場合は、分岐開閉器を設けて分岐するものとしま

す。

- ・ 低圧幹線引込開閉器盤は消防法上の非常電源配電盤仕様とし、引込開閉器盤以降防災負荷への電源系統は耐火仕様とします。
- ・ 動力制御盤は外壁等に設置します。
- ・ 屋外や外気流入する場所に設置する機器等の開閉器は漏電遮断器とします。

③電灯コンセント設備

- ・ 一般照明器具は LED 光源（LED 一体型）とします。
- ・ 共用部の照明は人感センサー制御とします。階段は照明器具内蔵センサーによる調光制御とします。
- ・ 照明配線は間引き点灯が可能となるよう系統を分ける計画とします。

④構内交換設備

- ・ 引込みは既存校舎内端子盤へ配線接続とします。
- ・ 電話機により、外線や既存棟電話機との内線通話が可能な計画とします。
- ・ 放送設備は既存事務室内機器に接続し非常放送及び校内放送できるようにします。

⑤防犯設備

- ・ ラボに防犯設備を設け、既存連携対応します。

⑥自動火災報知設備

- ・ 関係法令に基づき設置します。ラボは既存校舎事務室内の既存総合監視盤を改修し増設します。

コ 機械設備計画

①基本方針

- ・ 利用者の安全性、快適性及び省エネルギーに配慮した上、経済性にも配慮するものとします。
- ・ 関連法規、自然環境、インフラ状況に適合した設備とします。
- ・ 環境に配慮した設備計画とします。
- ・ 保守管理が容易で、ライフサイクルコストを低減できるシステム、設備機器を採用するものとします。

②空調設備

- ・ 個別制御に優れ、運転や維持管理の容易な個別分散方式とし、電気式空冷ヒートポンプパッケージを採用するものとします。
- ・ 空調対象室は、別紙「空調設備工事内容・整備備品一覧表」のとおりとします。

③給水設備

- ・ ラボの給水方式は直結式とし、敷地内給水本管より新規に引き込むものとします。

④排水通気設備

- ・ 建物内は汚水、雑排水の分流式、屋外は汚水、雑排水の合流式とし、

既設排水桝へ接続し放流します。

⑤給湯設備

- ・給湯設備が必要な所は、貯湯式電気温水器を設置し、手洗器への給湯を行うものとします。

⑥衛生器具設備

- ・温水洗浄機能付き暖房便座とし原則洋式とする。
- ・清掃、メンテナンスが容易な器具を採用する。

⑦消火設備

- ・消防法に基づき消火設備を設置するものとします。

⑧昇降機設備計画

- ・ラボに昇降機は設置しません。

(3) 改修計画（各校舎・各実習棟・渡り廊下等）

別紙「既存校舎改修内容表(想定)」のとおり。

改修対象面積　：約 7,850 m²

なお、改修内容は現地調査を行い、発注者と協議の上、確定します。

第4章 本工事の実施に関する要求水準

1 配置技術者に関する要求水準

(1) 配置技術者の実施体制

受注者は、契約締結後、速やかに次の配置技術者について、(2)の資格要件を満たす者を選定し、氏名、経歴等を書面により発注者に提出し、承諾を得ます。

なお、統括代理人と現場代理人、現場代理人と監理技術者、設計管理技術者と建築設計主任技術者、監理技術者と建築施工主任担当者、電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者、電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任は認めます。ただし、統括代理人と監理技術者の兼任は認められません。

また、配置技術者は、原則として、技術提案にて提案した者を選定します。

ア 業務全体総括

①統括代理人

設計業務及び施工業務の相互調整及び統括する者。

統括代理人の下に、設計業務に関する設計管理技術者及び各設計主任技術者を施工業務における現場代理人、監理技術者及び各施工主任担当者を配置します。

イ 設計業務

①設計管理技術者

設計管理技術者は、各分野の統括を行い設計図書の作成に責任ある者とします。

②設計主任技術者

設計主任技術者は、建築、建築（構造）、電気設備、機械設備、建築（積算）の分野ごとに配置します。

ウ 施工業務

①現場代理人

工事着手から完成届提出まで専任とします。

②監理技術者

工事着手から完成届提出まで専任とします。

③施工主任担当者

施工主任担当者は、建築、電気設備、機械設備の分野ごとに配置します。なお、施工主任担当者は、工事着手から完成届提出まで専任とします。

エ 配置技術者の変更等

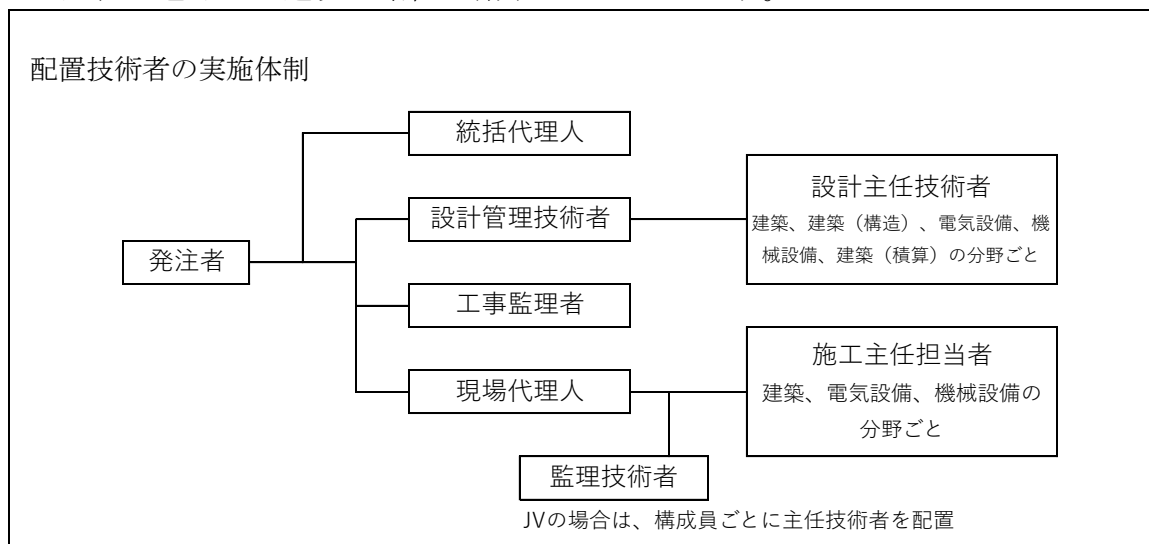
技術提案にて提案した配置技術者の変更及び業務期間中の統括代理人、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者の変更は原則として認めません。

ただし、病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できなくなった場合には、発注者と協議の上、その者と同等の能力を有する者

を選定し、発注者が適当と判断した場合に限り、変更を認めるものとします。

また、その他の配置技術者を変更する場合は、その者と同等の能力を有する者を選定します。

なお、発注者が配置技術者として不適当であるとみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずることとします。



（２）配置技術者の資格要件

ア 業務全体統括

① 統括代理人

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- ・参加者の組織に常勤で３ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。また、共同企業体の場合は代表構成員に所属する者。
- ・一級建築士の資格を有する者。

イ 設計業務

①設計管理技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- (ア)参加者の組織に常勤で３ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。
- (イ)一級建築士の資格を有する者。

②建築設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- (ア)参加者の組織に常勤で３ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。
- (イ)一級建築士の資格を有する者。

③構造設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- (ア)参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で３ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。
- (イ)一級建築士の資格を有する者。

④ 電気設備設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級建築士又は建築設備士の資格を有する者。

⑤ 機械設備設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級建築士又は建築設備士の資格を有する者。

⑥ 積算主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級建築士、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者。

ウ 施工業務

① 現場代理人

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。また、共同企業体の場合は、代表構成員に所属する者。

(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。

② 監理技術者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 監理技術者の資格を有する者。

(ウ) 一級建築施工管理技士の資格を有する者。

③ 建築施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級建築施工管理技士の資格を有する者。

④ 電気設備施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級電気施工管理技士の資格を有する者。

⑤ 機械設備施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者としします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。

(イ) 一級管工事施工管理技士の資格を有する者。

2 設計業務に関する要求水準

(1) 業務内容

設計業務は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号（基本設計に関する標準業務）、第二号（実施設計に関する標準業務）及び第三号（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務）を含み、以下とします。

ア 受注者が必要に応じて実施する各種調査

受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施します（事前敷地測量、地質調査、地中障害物調査、石綿含有調査、PCB含有調査、電波障害のおそれがある場合は電波障害調査）。

イ 本工事の設計業務及び関連業務

- ①受注者は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施します。
- ②要求水準書等に示された条件に基づき、建築・構造・電気設備・機械設備の各要素について、デザインと技術の両面にわたり、さらに細部の検討を行います。
- ③計画通知ほか各種申請の業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を発注者に報告します。また、各種許認可等の書類の写しを発注者に提出します。
- ④基本設計及び実施設計完了前に、設計の内容を発注者に説明し、承認を得ます。必要に応じて設計内容を説明する資料を作成します。
- ⑤発注者が、関係者等に実施設計の内容に関する説明を行う場合、発注者の要請に応じて説明資料を作成するとともに、説明に協力します。
- ⑥施設の供用開始後の運用方法及び維持管理方法について発注者、福島工業高校等関係者と協議し、実施設計図書に反映します。
- ⑦上記①～⑥は、施工業務着手後に実施設計図書を変更する場合にも準用します。

ウ 積算業務

- ①積算業務は、発注者が承認した実施設計図書に基づき、「公共建築工事積算基準」（最新版）に準じて作成します。ただし、内訳書の作成要領や端数処理等は、必要に応じて発注者と協議します。

エ 設計段階における許認可及び各種申請等の行政手続き

- ①受注者は、計画通知ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を発注者に報告するとともに、各種許認可等の書類の写しを発注者に提出します。また、申請に必要な手数料は受注者の負担とします。
- ②各種許認可申請に適合させるための基本設計図書からの調整は受注者の業務範囲とします。ただし、許認可申請に必要な仕様等と本要求水準書及び基本設計図書の内容に著しい不一致が発生する場合は、発注者と協議します。

オ その他別途工事等の設計業務

- ①既存再利用の什器等の配置計画を作成します。

(2) 設計業務に関して

設計業務では、設計内容を説明する資料を作成し、基本設計及び実施設計完了前に発注者に説明し、承認を得なければなりません。

なお、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合も同様とします。

ア 業務運営

- ①受注者は、設計業務の遂行に当たり、発注者と協議した場合は、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認します。
- ②設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施します。
- ③発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認します。
- ④受注者は、発注者に対し設計業務の進捗状況を定期的に報告します。

イ 設計定例会議

- ①発注者と受注者は、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、原則隔週に1回、定例会議を行います。
- ②出席者は、発注者、受注者及び関係者としてします。
- ③受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録し、出席者間で相互に確認したものを保管します。
- ④会議会場は、設計段階では福島県庁を基本とします。

(3) 提出書類及び成果物

ア 業務着手時

- ①業務着手に際し、「添付資料 業務に関する提出物一覧」に示す書類を発注者に提出し、承認を得ます。
- ②受注者は、契約の締結後14日以内に、プロポーザル時に提出した提案金額内訳に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を提出します。
- ③内訳書に記載する金額は、本工事及び付帯する諸手続き費用にかかる総額としてください。
- ④内訳書は発注者にて提示する「見積項目表」の項目（種目－科目）に従って作成し、中科目、細科目及び備考を付加して作成してください。なお、内訳の作成については、公共建築工事積算基準及び公共建築工事内訳書標準書式を参考とします。
 - ・内訳書は、名称、仕様、数量、単位、単価、金額をプロポーザルの様式集の書式を参考に作成します。
 - ・中科目での一式計上は不可とし、共通仮設工事費、直接仮設工事費についても同様とします。ただし、一式計上が止むを得ない場合は、備考欄等にその内容に含まれる仕様及び見込み数量等を明記してください。
 - ・現場代理人、監理技術者、主任技術者、各担当員の配置に要する費用は、現場管理費に含み、別途計上しないでください。

⑤設計業務料は、内訳（項目、人工、単価等）を作成し、必要と思われる費用を計上します。

イ 設計図書及び設計成果物

設計図書及び成果物は、「添付資料 業務に関する提出物一覧」を基本とし、適宜、内容及び図面を付加します。

設計図書は、それぞれが互いに補い合って施工主任担当者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工管理の方法等に関する情報を具体的に表現します。また、実施設計図書には、関連工事との調整内容について記載します。

ウ 設計業務実績情報の登録

受注者は、設計業務完了後速やかに、設計業務実績情報について、「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」（一般社団法人公共建築協会）へ登録を行います。

（４）関係者等への説明

業務の各段階において、発注者の求めに応じて関係者等に説明を行います。

（５）期限の厳守

設計業務計画書により設定される各業務の完了期限及び発注者が指定する各期限に対し、常にその進捗状況を把握し、遅延させないようにします。

３ 施工業務に関する要求水準

（１）業務内容

ア 施工に関連する業務

①建設工事

各種関連法令及び適用基準等を遵守し、要求水準書等及び技術提案書並びに実施設計図書に基づき実施します。

②建設工事に関連する業務

- ・ 工事中の仮設物に対する電波障害対策工事が必要となった場合は、受注者の責任及び費用において速やかに実施します。
- ・ 建設工事に支障となるため一時的に撤去したものは、受注者の責任において復旧します。

③備品、設備機器の設置

機器等を設置するため必要となる下地やアンカー等及び機器本体は本業務内で設置します。

イ 関係官公庁等への届出手続き

①本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許可、申請業務及び届出手続は受注者が行います。

②関係官公署への届出手続などに当たっては、届出内容などについて、あらかじめ発注者に報告し、承諾を得ます。

③関係官公署等への届出手続などに係る必要な費用は、受注者の負担とし

ます。

- ④受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、発注者に提出します。
- ⑤本工事に係る計画通知及び建築物等の中間検査、完了検査における指摘事項については、受注者の負担により責任を持って適法とします。
- ⑥その他施工段階における関係機関への届出・手続き等は、遅滞なく受注者が行います。
- ⑦前記における申請料等は、受注者の負担とします。

ウ 検査・引渡し

①部分払出来高検査及び中間検査

- ・部分払いの請求があった場合、出来高を査定するために発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）が、部分払出来高検査を行います。
- ・本工事の中間段階において、履行状況を確認するために、検査職員の検査を行う場合があります。この場合、受注者は統括代理人、現場代理人、監理技術者及び検査職員が指名する者を同席させます。

②法的適合検査

- ・受注者は施工業務を完成した後、建築基準法第 18 条第 20 項の規定による完了検査を申請し、検査を受けます。
- ・その他、必要な法定検査を受けます。
- ・検査及び是正に係る一切の費用は、受注者が負担します。

③完成検査

- ・受注者は、本工事の施工業務を完了した後、速やかに完成届を提出し、発注者及び工事監理者による工事の完成の確認後、完成検査を受けます。
- ・完成検査を行う場所及び日時は、受注者からの完成届による通知後、検査職員が決定します。完成検査日は、当該通知を受けてから 14 日以内とします。
- ・受注者は検査に合格しなかった場合、直ちに補修して発注者及び工事監理者の確認を受けます。
- ・受注者は完成検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者及び検査職員が指名する者を同席させます。

④引渡し

- ・受注者は、完成検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡します。
- ・受注者は、建物引渡し後 1 年間は発注者の求めに応じて、建物の各設備などの調整を行います。

⑤部分使用

- ・発注者は、前記③の引き渡しの前においても、工事対象物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができることとします。その場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用

し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担します。

エ その他

①写真撮影

工事写真の撮影は、「福島県建築関係工事写真管理基準（最新版）」に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、発注者と協議の上決定します。

②ライフサイクルマネジメント（LCM）計画書

ラボの長期修繕計画を含むライフサイクルマネジメント計画書（30年）を作成します。

(2) 施工業務について

ア 業務運営

①受注者は、施工業務の遂行に当たり、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認します。

②受注者は施工業務開始後、速やかに（21日以内）、原状回復工事を含めた総合仮設計画及び総合工事工程表を作成し、発注者に内容の説明を行い、承認を得ます。

③工事の進捗管理は、受注者の責任において実施します。

④発注者は、工事の進捗状況について、随時確認します。

⑤受注者は、発注者に対し、工事の進捗状況を定期的に報告します。

イ 工事定例会議

①発注者と受注者は、原則として隔週に1回、工事工程や進捗状況、懸案事項等の調整を目的として、定例会議を行います。

②出席者は、発注者及び受注者と工事監理者の各担当者、その他関係者等とします。

③受注者は会議資料を用意し、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録し、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管します。

④会議会場は、現場事務所を基本とします。現場事務所には、30人程度が打合せできる部屋を設置します。

(3) 業務条件

ア 基本的事項

①令和11年3月26日までに本工事を完了し、それぞれ各検査に合格した上で発注者に引き渡します。

②建設時において、発注者から本工事に対する要望があった場合は、可能な範囲で対応に努めます。

③工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行います。工法などが特殊である場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ます。

④施工業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議します。

- ⑤関係者及び関係官公庁等と十分打合せを行います。
- ⑥無理のない工程計画を立てます。
- ⑦近隣関係者などに対して工事説明を行います。
- ⑧安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮します。
- ⑨工事中の仮囲い、足場、クレーン等の仮設や、資材・廃材等の搬出入方法、交通誘導などの仮設工事について、竣工後の品質や機能に影響を残すことがないように十分配慮します。
- ⑩躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、その他関連機器・（実験台、大型備品等）のための下地位置などを含めた総合図・プロット図を作成し、総合調整した上で、発注者の承諾を得ます。
- ⑪本工事の品質確保に対し、下請業の品質管理を含め全ての責任を負うものとします。
特に、海外調達する場合の機器・材料・加工品などの受入れ品質管理体制の確保及び保守点検、交換部品の確保などについて責任を負うこととします。海外より輸送にかかる時間やリスクに対する責任も含みます。
- ⑫本工事の「品質管理計画書」を作成し、発注者に提出します。品質管理計画書は、体制、手順及び項目に加え、技術提案書において提案した内容などを記載し、総合施工計画書の中の品質管理内容に記載します。

イ 施工条件

- ①作業日・作業時間
 - ・工事の作業日・作業時間については、以下を基本とし、工事着手前に発注者、近隣関係者等と十分に確認・調整を行い、対応を決定します。
 - ・作業時間は、概ね午前 8 時から午後 5 時までを基本とします。詳細は協議の上で決定します。
 - ・大きな騒音、振動を伴う作業の作業時間は、協議の上で決定します。
- ②工事ヤードの設定
 - ・テニスコート等の一部、敷地内駐車場及びグラウンドの一部を工事ヤードとして使用できます。詳細は協議の上で決定します。
- ③工事車両の通行
 - ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運転速度や適切な交通誘導整備員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮します。
 - ・交通誘導整備員は、主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、必要に応じて配置し、安全管理を徹底します。
 - ・工事車両は工事ヤード内に駐車します。校内に駐車できない場合は、敷地外の他の駐車場を確保します。
 - ・公道を汚した場合は、速やかに清掃を行います。
- ④工事現場の管理等
 - ・現場事務所を設置します。作業期間中、随時連絡が取れる体制とします。

- ・建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないようにします。
- ・発注者が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、工事範囲内の管理を行います。
- ・周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めます。
- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行います。

⑤施行中の安全管理

- ・施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めます。
- ・火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じます。
- ・シンナー等有機溶剤や危険物等の管理については、法令に従い適切に保管するとともに、盗難防止措置を講じます。

⑥近隣対策

- ・受注者は、自己の責任において、騒音、悪臭、振動、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により周辺住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施します。また、周辺住民からの工事期間中の周辺対策要望に対しても、必要性を十分に検討した上で対策を講じることとします。
- ・施工方法及び工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知します。
- ・隣接土地や道路等の公共施設等に損傷を与えないように留意します。万一、工事中に汚損、破損した場合、受注者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承諾を得ます。
- ・近隣関係者への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告します。

⑦材料・設備機器の採用

- ・設計図書に定める材料、設備機器を変更する場合は、それと同品質以上であることを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得た場合に限り、その使用を認めます。

(4) 提出書類及び施工業務成果物

ア 施工業務実施時の提出書類

- ①受注者は、発注者が指定する書式により、施工業務に係る書類を、請負契約締結後、適切な時期に発注者に提出し、承諾を得ます。提出時期については、発注者の指示に従うこととします。
- ②受注者は、「添付資料 業務に関する提出物一覧」に示す提出書類及び成

果物を発注者に提出します。

イ 工事实績情報の登録

受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行います。

添付資料 業務に関する提出物一覧

1. 設計業務着手時の提出書類

提出書類		部数
着手時	設計業務着手届	2 部
	設計業務工程表	2 部
	統括責任者届（経歴書を添付すること。）	2 部
	管理技術者及び設計主任技術者等届（各種資格、経歴書を添付すること。）	2 部
	設計業務計画書（下記の事項を記載すること。）	3 部
	①業務内容	
	②業務遂行方針	
	③業務詳細工程	
	④業務実施体制及び組織図	
	⑤担当技術者等一覧表及び経歴書	
	⑥協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書	
	⑦業務のフローチャート	
	⑧打合せ計画	
	⑨その他、本県が必要とする事項	

2. 設計成果物リスト

成果物等		部数	電 子 デ ー タ	仕様・備考
設計図書	設計図の CAD データ	1	■	
	製 本	1	－	必要に応じて分冊とすること
	縮小製本	3	－	必要に応じて分冊とすること
積算	数量積算書（チェックリスト共）	2	■	
	工事費概要書	2	■	
	見 積 書	1	■	
	見積もり比較表	1	■	
	単価適用根拠（物価本等写）	1	■	
計算書	各種計算書	1	■	
	構造計算書	1	■	
	設備設計計算書	1	■	
官公庁 提出書類	計画通知等図書（副本）	1	■	
	省エネルギー適合判定通知書（副本）	1	■	
	その他法令に関する届出（副本）	1	■	
その他	透視図（外観1カット・内観2カット） （ラボ）	1	■	JPEG 300万画素程度
	工事工程表（案）	1	■	
	仮設計画図（案）	1	■	
	リサイクル計画書	1	■	
	日影図	1	－	
	建築物の保守に関する説明書	1	■	
	実施設計説明書	1	■	
	カラスキーム（案）	1	■	
	各種説明資料（A3 カラー）	3	■	
	防災計画書	2	■	
	施設使用条件書	2	■	
	維持管理費算出書	1	■	
	ユニバーサルデザインチェックリスト	1	■	
	設計業務委託チェックリスト	3	■	
	打合せ記録簿	1	■	
	PUBDIS登録書（写し）	1	■	
業務完了報告書				
	設計委託概要	2	■	
	業務工程表（実施を朱書き）			
	協議書			
CD-R	成果品の電子データを収めた CD-R	2	■	※1

※1 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

3. 図面内訳（標準）

		図面	標準縮尺	備考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 建築物概要書特記 仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表及び求積図 仕上げ表平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/500 1/300 1/100 1/100 1/100 1/50（100） 1/20 1/100 1/100, 1/200 1/100, 1/200 1/100 1/20 1/300 1/20（30, 50） 1/300	必要に応じて建物求積図を作成。 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いる。 配置図と組み合わせることができる。 必要に応じ 1/300、1/500、又は 1/600 を用いることができる。 外構平面図との兼用可
	構造	表紙 特記仕様書（各種工事） 基礎・基礎梁、ピット伏図 各階伏図 軸組図 部材断面リスト 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各部詳細図 鉄骨建方特記仕様書 建方計画図、仮設計画図 その他計画通知申請に必要な書類	1/100, 1/200 1/100, 1/200 1/100, 1/200 1/50 1/10, 1/20, 1/30 1/50 1/50 1/20（30） 1/20（30）	

注：詳細については、上記表を標準に発注者と協議する。

図 面			標準縮尺	備 考
電 気 設 備 設 計 図	電 気	表紙		図面枚数が少ない場合は省略 同上
		図面目録		
		特記仕様書案内図	1/3000	系統図、平面図
		配置図	1/600 (500)	
		幹線設備図	1/100 (200)	
		動力設備図	1/100 (200)	
		電灯コンセント設備図	1/100 (200)	
		照明器具姿図		仕様、機器図、系統図、平面図 仕様、系統図、平面図 仕様、機器図、平面図、立面図
		動力制御盤図		
		電灯分電盤図		
		端子盤表	1/100 (200)	
		弱電設備図（各設備）	1/100 (200)	
		通信設備用配管図	1/100 (200)	
		火災報知設備		
		雷保護設備図		
		屋外設備図		
		その他計画通知申請に必要な書類		
機 械 設 備 設 計 図	給 排 水 衛 生	表紙		図面枚数が少ない場合は省略 同上
		図面目録		
		特記仕様書		仕様、機器図、系統図、平面図 仕様、系統図、平面図 仕様、機器図、平面図、立面図
		案内図	1/3000	
		配置図	1/600 (500)	
		各階配管平面図	1/100 (200)	
		便所、機械室平面図、断面詳細図	1/20 (30, 50)	
		配管系統図	1/20 (30, 50)	
		器具取付詳細図	1/20 (30, 50)	
		機器表、器具表		
		屋外設備図		仕様、機器図、系統図、平面図、立面図 仕様、系統図、平面図 仕様、機器図、平面図、立面図
		その他計画通知申請に必要な書類		
	空 気 調 和 、 換 気	表紙		
		図面目録		
		特記仕様書		
		案内図	1/3000	
		配置図	1/600 (500)	
		機械室平面図、断面詳細図	1/20 (30, 50)	
		各階詳細図	1/10 (20, 30, 50)	仕様、盤図、系統図、平面図、結線図
		自動制御設備図		
		屋外設備図		
		その他計画通知申請に必要な書類		

注：詳細については、上記表を標準に発注者と協議する。

4. 建設業務実施時の提出書類

提出書類		部数	電 子 データ	仕様・備考
着 工 時 及 び 施 工 中	着工届	2 部	■	現場作業着手前に提出
	実施工程表（週間・月間・全体）	適宜	■	
	施工体系図	1 部	■	
	施工体制台帳	1 部	■	建設業法等関係法令に基づくこと。
	下請業者選定通知書	1 部	■	下請契約締結後 7 日以内に提出
	現場代理人及び監理技術者・主任技術者等届	2 部	■	着工時
	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1 部	■	契約締結後 1 か月以内に提出
	工事カルテ	1 部	■	着工時及び完了時に提出
	建設リサイクル法関係届出書	3 部	■	申請業務含む。再生資源利用計画（実施）書再生資源利用促進計画（実施）書、その他各書類
	総合仮設計画図	3 部	■	現場着工前に提出
	総合施工計画書	3 部	■	現場着工前に提出
	施工計画書（各工種）	3 部	■	当該工事着手前に提出
	工事日誌	3 部	■	毎月提出
	工事履行報告書	2 部	■	毎月提出
	納入仕様書及び品質証明報告書	3 部	■	決定次第速やかに提出 （カタログ、試験成績表とともに提出）
	工事打合簿	3 部	■	適宜
	出荷証明書	3 部	■	納品伝票
	産業廃棄物に関する書類	3 部	■	建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト写し、その他各書類
	材料確認願	2 部	■	適宜
	打合せ記録書	3 部	■	打合せ後、速やかに提出
竣 工 時	竣工図書	1 部	■	黒表紙製本金文字入（A4 判）（C A D データ共） ・竣工図面一式（原図サイズ） ・機器取扱説明書 ・各保証書、証明書等（原本） 機器性能試験成績書、総合調整測定表 ・その他各書類 （建退共制度関連、品質管理検査記録、V O C 関連、竣工検査結果報告書、社内検査・安全パトロール等の資料・写真、車両・機械の点検等資料・写真等を含む。）
	竣工図書（分冊）	2 部	■	ファイル綴（図面を除く書類の控え）
	竣工図二つ折り製本・製本縮小版	各 3 部	■	背張製本黒文字入（A1 版及び A3 版）
	完成写真	5 冊	■	表紙製本金文字入（A4 判）（データ共）
	施工図	2 部	■	C A D データと共に提出
	官公署届出書類	1 部	■	副本

その他	維持管理業務検討書	1 部	■	
	建築物の保守に関する説明書	1 部	■	
	主要な材料・機器一覧表	1 部	■	
	ライフサイクルコスト計画書	1 部	■	
	鍵リスト	1 部	■	
	検査願	適時	■	遅滞なく

特記事項

- (1) C A Dデータは、J W Wデータ及びP D Fデータで提出すること。
- (2) 写真撮影は、福島県「建築関係工事写真管理基準」(最新版)による。
- (3) 当該建物完成原図のC A Dデータの著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
- (4) 完成写真のカット数は、2 0 カット程度とするが、詳細は発注者との協議によること。
- (5) 建築関係工事共通仕様書(福島県土木部)に基づき、提出様式集に示す書類を適宜提出すること。